道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第三百十号)新旧対照条文 道路交通法施行令 (昭和三十五年政令第二百七十号) (傍線の部分は改正部分)

(略) は第百十七条の二の二第八号の 法第百十七条の二の二第一号の(略)	自動車の使用者等の違反行為自動車の運転者の違反行為	を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずるものとする。	ときは、六月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車	反行為により自動車の運転者が同表の下欄に掲げる違反行為をした	用者等」という。) が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違	運行を直接管理する地位にある者を含む。以下この条において「使	。)の使用者(安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の	重被牽引車」という。) を含む。以下この条及び次条において同じ	一自動車(法第五十一条の四第一項に規定する重被牽引車(以下「	るとおりとする。	第二十六条の六 法第七十五条第二項の政令で定める基準は、次に掲げ	(自動車の使用の制限の基準)		める自動車は、次に掲げる自動車とする。	第二十六条の二 法第六十四条第三項及び第六十五条第四項の政令で定	(同乗の禁止の対象とならない自動車)	改正後
	自動車の使用者等の違反行為自動車の運転者の違反行為	を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずるものとする。	ときは、六月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車	反行為により自動車の運転者が同表の下欄に掲げる違反行為をした	用者等」という。)が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違	運行を直接管理する地位にある者を含む。以下この条において「使	。)の使用者(安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の	重被牽引車」という。)を含む。以下この条及び次条において同じ	一 自動車 (法第五十一条の四第一項に規定する重被牽引車 (以下「	るとおりとする。	第二十六条の六 法第七十五条第二項の政令で定める基準は、次に掲げ	(自動車の使用の制限の基準)		げる自動車とする。	第二十六条の二 法第六十五条第四項の政令で定める自動車は、次に掲	(同乗の禁止の対象とならない自動車)	改正前

	違反行為	違反行為	
	法第百十七条の二の二第九号の	法第百十七条の二第一号又は法	
	違反行為	第百十七条の二の二第三号の違	
		反行為	
	法第百十七条の二の二第十号の	法第百十七条の二の二第七号の	
	違反行為	違反行為	
	(略)	(略)	
_	自動車の使用者等が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、	欄に掲げる違反行為をし、当該違	_
	反行為により自動車の運転者が同表の中欄に掲げる違反行為をした	表の中欄に掲げる違反行為をした	
	場合において、同表の下欄に掲げるいずれかの事情があるときは、	るいずれかの事情があるときは、	
	三月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し	該違反行為に係る自動車を運転し	
	、又は運転させてはないない言を命ずることができる。	<b>可ずることができる。</b>	

自動車のは

、又は運転させ	てはならない旨	又は運転させてはならない旨を命ずることができる。		、又は運転
自動車の使用	自動車の運転			自動車のは
者等の違反行	者の違反行為	事	情	者等の違い
為				為
(略)	(略)	一 (略)		(略)
		二 自動車の使用者等が、当該自	が、当該自	
		動車の使用の本拠におけるその	おけるその	
		者の業務に関し、過去一年以内	去一年以内	
		に、法第百十七条の二第四号若	二第四号若	
		しくは第五号、法第百十七条の	百十七条の	
		二の二第八号から第十号まで若	十号まで若	
		しくは法第百十八条第一項第四	第一項第四	

	違反行為	第百十七条の二の二第一号の違
		反行為
	法第百十七条の二の二第七号の	法第百十七条の二の二第五号の
	違反行為	違反行為
	法第百十七条の四第三号の違反	法第百十七条の四第二号の違反
	行為	行為
	(略)	(略)
_	自動車の使用者等が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、	欄に掲げる違反行為をし、当該違
	反行為により自動車の運転者が同表の中欄に掲げる違反行為をした	表の中欄に掲げる違反行為をした
	場合において、同表の下欄に掲げるいずれかの事情があるときは、	るいずれかの事情があるときは、
	三月を超えない範囲内の期間、当:	当該違反行為に係る自動車を運転し

転させてはならない旨を命ずることができる。

日重三の付月	目重三人に其		
者等の違反行	者の違反行為	事	情
為			
(略)	(略)	一 (略)	
		二 自動車の使用	自動車の使用者等が、当該自
		動車の使用の本	動車の使用の本拠におけるその
		者の業務に関し	者の業務に関し、過去一年以内
		に、法第百十七	法第百十七条の二第四号若
		しくは第五号、	しくは第五号、法第百十七条の
		二の二第六号若しくは第七号、	しくは第七号、
		法第百十七条の	法第百十七条の四第三号若しく

三 (略) 三 (略) 三 (略) 三 (略) 三 (略) 三 (略)

の上欄に掲げる前歴の回数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めて行為と同一の区分のその他の違反行為(その行為の都度、同表の下欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限る。)のそれぞ、以下この条において同じ。)が、当該自動車についての当該違定行為が行われた時までの間における当該指示を受けた時から当該欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限る。)のそれぞ欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限る。)のそれぞ欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限る。)のそれぞ欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限る。)のそれぞ欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限る。)のそれぞの上欄に掲げる第二の区分のその他の違反行為(その行為の都度、同表の下欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに限る。)のそれぞの上欄に掲げる前示を受けた後一様に掲げる正の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定め

の上欄に掲げる前歴の回数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるが、以下この条において同じ。)が、当該自動車の使用者の次の表において別表第二の定めるところにより付した基礎点数の合計をいた。以下この条において同じ。)が、当該自動車にでいての当該違定行為関係累計点数(当該違反行為及び当該指示に係る自動車に係る違定行為関係累計点数(当該違反行為及び当該指示に係る自動車に係る違定行為と同一の区分のその他の違反行為及び当該指示に係る自動車に係る違いで、以下この条において同じ。)が、当該自動車の使用者の次の表にあいて別表第二十六条の七 法第七十五条の二第一項の政令で定める基準は、次の第二十六条の七 法第七十五条の二第一項の政令で定める基準は、次の第二十六条の七 法第七十五条の二第一項の政令で定める基準は、次の第二十六条の七 法第七十五条の二第一項の政令で定める基準は、次の第二十六条の七 法第七十五条の二第一項の政令で定める基準は、次の第二十六条の七 法第七十五条の二第一項の政令で定める基準は、次の第二十六条の七 法第二十六条の七 法第二十六条の (当該自動車の使用者の次の表にある)。以下に対している。

は法第百十八条第一項第四号(法第七十五条第一項第二号にし、又は過去一年以内に二回以上、法第百十八条第一項第二号に(法第七十五条第一項第二号に(法第七十五条第一項第二号に「一号若しくは法第百十九条第一項第二号に者であること。

ない旨を命ずることができることとする。超えない範囲内の期間、当該自動車を運転し、又は運転させてはなら表三の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間をる点数以上の点数に該当することとなつたときは、当該自動車の次の

表

に規定する過労       一項の規定による指       第七号の思 法第百十十 (略)         (略)       (略)	ź J	自動車の使用者に対	Ē
型労 一項の規定による指 一項の規定による指	道及行為	する指示	Ħ
一項の規定による指一第 法第六十六条の二第	(鮥)	(略)	(略)
に規定する過労 一項の規定による指			法第百十七条の二の二
	一項に規定する過労	一項の規定による指	第七号の罪
	運転	示	

表二・表三 (略)

2 (略)

(指定自動車教習所の指定の基準)

げるとおりとする。第三十五条(法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲

一 (略)

を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験二 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以

イ (略)

二の二第八号から第十一号までの罪、法第百十八条第一項第四号口 法第百十七条の二第四号若しくは第五号の罪、法第百十七条の

ない旨を命ずることができることとする。超えない範囲内の期間、当該自動車を運転し、又は運転させてはなら表三の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間をる点数以上の点数に該当することとなつたときは、当該自動車の次の

表一

	示	運転
第五号の罪	一項の規定による指	一項に規定する過労
法第百十七条の二の	法第六十六条の二第	法第六十六条の二第
(略)	(略)	(略)
=	する指示	1
F	自動車の使用者に対	童 反 亍 為

表二・表三 (略)

2 (略)

(指定自動車教習所の指定の基準)

げるとおりとする。第三十五条(法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲

一 (略)

を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験二(道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以

イ (略)

二の二第六号若しくは第七号の罪、法第百十七条の四第三号若し口 法第百十七条の二第四号若しくは第五号の罪、法第百十七条の

算して三年を経過していない者 その執行を終わり、 百十九条の二第一項第三号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ 若しくは第五号の罪、法第百十九条第一項第十一号の罪又は法第 又は執行を受けることがなくなつた日から起

八 百八条の二の罪、 して三年を経過していない者 の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算 (口に掲げる罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、そ 自動車等の運転に関し刑法 (明治四十年法律第四十五号) 第二 同法第二百十一条第二項の罪又は法に規定する

2 (略)

3 (略)

(仮運転免許の取消しの基準)

第三十九条の三 げるとおりとする。 法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、 次に掲

一・二 (略)

号、第七号 ( 法第八十五条第六項から第九項までに係る部分に限る 七号、 度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメー 係る違反行為にあつては法第二十二条の規定によりこれを超える速 若しくは第三号、法第百十七条の二の二第一号、第三号若しくは第 )若しくは第八号に係る違反行為(法第百十八条第一項第一号に 仮運転免許を受けた者が法第百十七条、法第百十七条の二第一号 法第百十七条の三若しくは法第百十八条第一項第一号、 第二

> 八 罪(口に掲げる罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、そ 第三号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、 百八条の二の罪、 くは第四号の罪、法第百十八条第一項第四号若しくは第五号の罪 の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算 ていない者 又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過し 自動車等の運転に関し刑法 (明治四十年法律第四十五号) 第二 法第百十九条第一項第十一号の罪又は法第百十九条の二第一項 同法第二百十一条第二項の罪又は法に規定する その執行を終わり、

して三年を経過していない者

2 (略)

3 (略)

(仮運転免許の取消しの基準)

第三十九条の三 法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、 げるとおりとする。 次に掲

一・二 (略)

三 仮運転免許を受けた者が法第百十七条、法第百十七条の二第一号 りこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速 条第一項第一号に係る違反行為にあつては法第二十二条の規定によ に係る部分に限る。) 若しくは第八号に係る違反行為 (法第百十八 第百十七条の三、法第百十七条の四第二号若しくは法第百十八条第 若しくは第三号、法第百十七条の二の二第一号若しくは第五号、 項第一号、第二号、第七号 (法第八十五条第六項から第九項まで 法

る行為をしたとき。 害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条の規定に違反す 達反行為にあつては車両について法第五十七条第一項第二号に係る 造反行為にあつては車両について法第五十七条第一項の規定により をして大型自動車、中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為 に限る。)又は道路運送車両法第五十七条第一項の規定により 達反行為にあつては車両について法第五十七条第一項の規定により 上超える速度で運転する行為に、法第百十八条第一項第二号に係る トル毎時(高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時)以

四 (略)

2 (略)

(我が国と同等の水準の運転免許制度を有する国又は地域)

第三十九条の四(法第百七条の二の政令で定める国又は地域は、次に掲

げるとおりとする。

一(略)

| スロベニア共和国

三~五 (略)

モナコ公国

七 (略)

(アルコールの程度)

有するアルコールの程度は、血液一ミリリットルにつき〇・三ミリグ第四十四条の三 法第百十七条の二の二第三号の政令で定める身体に保

条の規定に違反する行為をしたとき。 若しくは自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五中を運転する行為に限る。)又は道路運送車両法第五十八条第一項以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車又は大型特殊自動中を運転する行為に係る違反行為にあつては車両について法第五十七条第一項第二号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七条第度を三十キロメートル毎時(高速自動車国道等においては四十キロ

四 (略)

2 (略)

(我が国と同等の水準の運転免許制度を有する国又は地域)

第三十九条の四 法第百七条の二の政令で定める国又は地域は、次に掲

げるとおりとする。

| イタリア共和国

二 (略)

三~五 (略)

六 (略)

(アルコールの程度)

グ | 有するアルコールの程度は、血液一ミリリットルにつき〇・三ミリグ|保 | 第四十四条の三 法第百十七条の二の二第一号の政令で定める身体に保 |

ラム又は呼気ーリットルにつき〇・一五ミリグラムとする。

三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第

一般違反行為に付する基礎点数

	1	1 - 1	
(略)	酒気帯び (〇・二五未満)	運転等又は共無免許運転、	
	・二五未満)	運転等又は共同危険行為等禁止違反無免許運転、酒気帯び運転(〇・二	_
	速度超過(五十以上)等	同危険行為等禁止違反   酒気帯び運転 (〇・二五以上)、	般違反行為の種別
	十以上)等	上)、過労	種別
(略)	十九点	二十五点	点数

一 (略)

Ξ

(略)

備考

違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。

1 (略)

に定めるところによる。 13から22までに規定する行為をした場合を除く。)には、次2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合(二の2

(1) (四) (略)

よる点数に、五点を加えた点数とする。第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1に3.二の13から22までに規定する行為をした場合において、法

ラム又は呼気ーリットルにつき〇・一五ミリグラムとする。

三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第

一般違反行為に付する基礎点数

(略)	(略)
	(五十以上)等
十九点	無免許運転又は酒気帯び (〇・二五未満) 速度超過
二十三点	酒気帯び(○・二五未満)無免許運転
	同危険行為等禁止違反
二十五点	酒気帯び運転(○・二五以上)、過労運転等又は共
点数	一般違反行為の種別

二 (略)

三 (略)

備考~

一違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。

1 (略)

に定めるところによる。 14から23までに規定する行為をした場合を除く。)には、次2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合(二の2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合(二の2 )

(1) (四) (略)

よる点数に、五点を加えた点数とする。第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1に3 二の14から12までに規定する行為をした場合において、法

- に定めるところによる。 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次
- 2 (略)
- (14に規定する行為を除く。)をいう。 3 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為
- 4| (略)

- は、身体に第四十四条の三に定める程度以上のアルコールを5 「酒気帯び (〇・二五未満) 速度超過 (五十以上)等」と
- 場合における13から16までに規定する行為をいう。以上五十未満)等」とは、5に規定する状態で運転している6 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(三十(高速四十)

場合における10から12までに規定する行為をいう。

保有する状態(2に規定する状態を除く。)で運転している

る場合における17、19又は20に規定する行為をいう。高速四十)未満)等」とは、5に規定する状態で運転していて、酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五以上三十(

- に定めるところによる。 一 の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次
- 1 (略)
- (125に規定する行為を除く。)をいう。2 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為
- 3| (略)
- 5 に規定する行為をいう。 (1に規定する状態を除く。)で運転している場合における四十四条の三に定める程度以上のアルコールを保有する状態 → 「酒気帯び (○・二五未満)無免許運転」とは、身体に第
- をいう。 「無免許運転」とは、法第六十四条の規定に違反する行為
- までに規定する行為をいう。は、4に規定する状態で運転している場合における11から136.「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(五十以上)等」と
- 場合における14から17までに規定する行為をいう。以上五十未満)等」とは、4に規定する状態で運転している7 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(三十(高速四十)
- る場合における18、20又は21に規定する行為をいう。高速四十)未満)等」とは、4に規定する状態で運転してい8.「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(二十五以上三十(

8 42 まで、 とは、5に規定する状態で運転している場合における22から 「酒気帯び (○・二五未満) 速度超過 (二十五未満) 等」 4から50まで又は60から12までに規定する行為をい

9 る行為 (5から8までに規定する行為を除く。)をいう。 「酒気帯び運転(〇・二五未満)」とは、法第六十五条第 項の規定に違反する行為のうち5に規定する状態で運転す

10 { 19 (略)

21 } 41 20 以上のもの ( 4に規定する行為を除く。 ) をいう。 重量制限超過のうち、その超える積載の割合が百パーセント 「 積載物重量制限超過 ( 普通等十割以上 ) 」とは、 (略) 積載物

42 「 駐停車違反 ( 駐停車禁止場所等 ) 」とは、 駐停車禁止場

43 • 45 パーセント以上百パーセント未満のもの ( 19に規定する行為 所等違反行為のうち、18に規定する行為以外のものをいう。 44 **積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十** 「 積載物重量制限超過 ( 普通等五割以上十割未満 ) 」とは (略)

46 68 (略)

を除く。)をいう。

69 るような行為 (32に規定する行為を除く。)をいう。 「車間距離不保持」とは、 法第二十六条の規定の違反とな

70 { 78

(略)

10 う。 43 まで、 とは、4に規定する状態で運転している場合における23から 「酒気帯び運転 (○・二五未満)」とは、法第六十五条第 45から50まで又は61から13までに規定する行為をい

9

「酒気帯び (○・二五未満) 速度超過 (二十五未満) 等」

11 } 20 う。 る行為(4及び6から9までに規定する行為を除く。) をい 項の規定に違反する行為のうち4に規定する状態で運転す

(略)

21 以上のもの ( 15に規定する行為を除く。 ) をいう。 重量制限超過のうち、その超える積載の割合が百パーセント 「 積載物重量制限超過 ( 普通等十割以上 ) 」とは、 積載物

22 { 42 (略)

43 所等違反行為のうち、19に規定する行為以外のものをいう。 「駐停車違反(駐停車禁止場所等)」とは、駐停車禁止場

44 • 45 (略)

46 十パーセント以上百パーセント未満のもの (20に規定する 行為を除く。)をいう。 「 積載物重量制限超過 ( 普通等五割以上十割未満 ) 」とは **積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五** 

47 69 (略)

71 5 79 70 るような行為 (3)に規定する行為を除く。)をいう。 「車間距離不保持」とは、 (略) 法第二十六条の規定の違反とな

79 第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為に ついては、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く の五後段の規定の違反となるような行為 (法第四十九条の三 の三第二項から第四項まで、第四十九条の四又は第四十九条 項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条 ) のうち、43に規定する行為以外のものをいう。 「駐停車違反 (駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第

80

「 駐停車違反 ( 駐車禁止場所等 ) 」とは、法第四十五条第

80 87 (略)

88 重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセン |未満のもの(4に規定する行為を除く。)をいう。 「 積載物重量制限超過 ( 普通等五割未満 ) 」とは、 積載物

94 「整備不良 ( 尾灯等 ) 」とは、法第六十二条の規定に違反

89 {

93

(略)

100| 95| する行為 (46に規定する行為を除く。)をいう。 像を注視する行為 (51に規定する場合を除く。) をいう。 に使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれ 五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のため た同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画 「携帯電話使用等 (保持)」とは、法第七十一条第五号の (略)

115|101 |}

114

(略)

行為で故意 (人の殺害に係るものを含む。以下この表におい

動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる

「運転傷害等 (治療期間三月以上又は後遺障害)」とは

第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為に の五後段の規定の違反となるような行為 (法第四十九条の三 の三第二項から第四項まで、第四十九条の四又は第四十九条 ついては、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く 項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条 ) のうち、4に規定する行為以外のものをいう。

81 \$ 88 (略)

90 94 89 重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセン ト未満のもの ( 45に規定する行為を除く。 ) をいう。 「 積載物重量制限超過 ( 普通等五割未満 ) 」とは、 (略) 積載物

95 「 整備不良 ( 尾灯等 ) 」とは、法第六十二条の規定に違

101 | 96 | 「 100 | 堆 五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のため する行為 (47に規定する行為を除く。)をいう。 像を注視する行為 (52に規定する場合を除く。)をいう。 に使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれ た同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画 「 携帯電話使用等 ( 保持 ) 」とは、法第七十一条第五号の (略)

行為で故意 (人の殺害に係るものを含む。以下この表におい 自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる 「運転傷害等 (治療期間三月以上又は後遺障害)」とは、

(略)

反

(略) 「(略) 「(略) 「(略) 「(で)」)によるもの(建造物を損壊させる行為にあつては、これの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要するもの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要するがで同じ。)のうち、負傷者の治療期間(負傷の治療に要するを含む。)における身体の障害で国家公安委員会規則で定める相関(負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷が治つたとき(その症状が固定したときる相関)をいう。以下同じ。)が存するものをいう。以下同じ。)が存するものをいう。以下同じ。)が存するものをいう。はいて同じ。)が存するものをいう。

121 116 「 120 運転傷害

行為以外のものをいう。せる行為で故意によるもののうち、11、17及び19に規定するは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊さい。運転傷害等(治療期間十五日未満又は建造物損壊)」と

| 八条、第三十 几条の三尉系)| 別表第四(第三十三条の二、第三十三条の七、第三十七条の八、第三十

るものに限る。)で専ら当該行為をした者の不注意によるもの「一・二(略) 
一・二 (略) 
一・二 (略) 
八条、第三十九条の三関係)

では、 で同じ。)における身体の障害で国家公安委員会規則で定める を含む。)における身体の障害で国家公安委員会規則で定める を含む。)における身体の障害で国家公安委員会規則で定める を含む。)における身体の障害で国家公安委員会規則で定める を含む。)における身体の障害で国家公安委員会規則で定める を含む。)における身体の障害で国家公安委員会規則で定める を含む。)における身体の障害で国家公安委員会規則で定める を含む。)における身体の障害で国家公安委員会規則で定める を含む。)における身体の障害で国家公安委員会規則で定める を含む。)における身体の障害で国家公安委員会規則で定める と対していう。以下同じ。)が存するものをいう。

122|117| 121| 18 (略) (略)

行為以外のものをいう。
せる行為で故意によるもののうち、11、11及び12に規定するは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊さ12、「運転傷害等(治療期間十五日未満又は建造物損壊)」と

123 | 126 | ・略)

八条、第三十九条の三関係)別表第四(第三十三条の二、第三十三条の七、第三十七条の八、第三十

一・二 (略)

するものに限る。)で専ら当該行為をした者の不注意によるものる道路外致死傷(治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存致死傷(別表第五第一号に掲げるものを除く。)又は人の傷害に係十三点までである一般違反行為に係るもの、人の死亡に係る道路外二 重大違反唆し等で別表第二の一の表に定める点数が十五点から二

四 (略)

別表第六 (第四十五条関係)

(略)

備考

(略)

ろによる 別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるとこ この表の反則行為の種類の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ

1 6 (略)

等以外))」とは、別表第二の備考の二の18に規定する行為の うち、5に規定する行為以外のものをいう。 「放置駐車違反(駐停車禁止場所等(高齢運転者等専用場所

8 (略)

9 以外))」とは、別表第二の備考の二の41に規定する行為のう 「 放置駐車違反 ( 駐車禁止場所等 ( 高齢運転者等専用場所等

10 11 (略)

ち、8に規定する行為以外のものをいう。

12 以外))」とは、 「 駐停車違反 ( 駐停車禁止場所等 ( 高齢運転者等専用場所等 別表第二の備考の二の42に規定する行為のう

10に規定する行為以外のものをいう。

13 (略)

14 外))」とは、別表第二の備考の二の79に規定する行為のうち 「 駐停車違反 ( 駐車禁止場所等 ( 高齢運転者等専用場所等以

> 兀 (略)

別表第六 (第四十五条関係)

(略)

備考

(略)

別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるとこ この表の反則行為の種類の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ

ろによる。

1 6 (略)

うち、5に規定する行為以外のものをいう。 等以外))」とは、別表第二の備考の二の19に規定する行為の 「放置駐車違反(駐停車禁止場所等(高齢運転者等専用場所

8 (略)

9 ち、8に規定する行為以外のものをいう。 以外))」とは、別表第二の備考の二の4に規定する行為のう 「放置駐車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等

10 • 11 (略)

12 ち 以外))」とは、 「 駐停車違反 ( 駐停車禁止場所等 ( 高齢運転者等専用場所等 10に規定する行為以外のものをいう。 別表第二の備考の二の43に規定する行為のう

13 (略)

14 外))」とは、別表第二の備考の二の80に規定する行為のうち 「 駐停車違反 ( 駐車禁止場所等 ( 高齢運転者等専用場所等以

三 (略) 15~22 (略) 、15~22 (略) 、15~20 (略)

三 (略) 15~22 (略) 、13に規定する行為以外のものをいう。

- 13 -

(略)	(略)	により読み替えて適用される法第百	運転代行業法第十九条第一項の規定	十七条の二の二第九号	により読み替えて適用される法第百	運転代行業法第十九条第一項の規定	十七条の二の二第八号	により読み替えて適用される法第百	運転代行業法第十九条第一項の規定   の六第一号	(略) 第二十六条	(略) (略)	語み替える字句規定	ナ・オー・ト・ラード	掲げる字	これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に  、これら	年政令第二百七十号)の次の表の上欄に掲げる規定の適用については   年政令第二百七-	自動車運転代行業者についての道路交通法施行令(昭和三十五 第四条)自	(道路交通法施行令の規定の読替え適用) (道路交通	正 後
条 (略)	(略)	四第三号	法第百十七条の		二の二第七号	法第百十七条の		二の二第六号	法第百十七条の	(略)	(略)	字句	える / 読み替えられる	掲げる字句とする。	これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に	二百七十号)の次の表の上欄に掲げる規定の適用については	自動車運転代行業者についての道路交通法施行令(昭和三十五	(道路交通法施行令の規定の読替え適用)	改

(略)					の六第二号
(略)	(略)		二の二第八号	法第百十七条の	
(略)	(略)	十七条の二の二第八号	により読み替えて適用される法第百	運転代行業法第十九条第一項の規定	
(略)					の六第二号
(略)	(略)		四第三号	法第百十七条の	
(略)	(略)	十七条の四第三号	により読み替えて適用される法第百	運転代行業法第十九条第一	
	) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	(略)       (略)       (略)       (略)       (略)       ((B)       ((B) <td< td=""><td>(略)     (略)     (略)     (略)     (略)       (略)     (略)     (略)</td><td>(略)       (略)       (略)       (略)       (略)       (略)       (明)       <td< td=""><td>(略)       (略)       (地)       <td< td=""></td<></td></td<></td></td<>	(略)     (略)     (略)     (略)     (略)       (略)     (略)     (略)	(略)       (略)       (略)       (略)       (略)       (略)       (明)       (明) <td< td=""><td>(略)       (略)       (地)       <td< td=""></td<></td></td<>	(略)       (地)       (地) <td< td=""></td<>